

講演録

市民自治のまちづくりと住民投票制度のあり方

講師 神原 勝 北海学園大学法学部教授

ご紹介いただきました、神原でございます。今日はですね、住民投票についての話をせよということでお引き受けして伺った訳であります。苫小牧市、先ほどお話ありましたように、自治基本条例を以前に作られた訳でありますけども。今現在ですね、百三、四十くらいは自治基本条例、日本でできてるのではないかと思うんですけども、まあ、こういう自治基本条例の時代になって、日本の地方自治もですね、少しずつ様変わりしてる訳でありますけども。

そういう中で、基本条例を作るだけじゃなくてですね、基本条例に書いてある地方自治の仕組みをもっと具体的に使えるものにしていこうということで、関連するいろいろな条例の検討があちこちでいろいろと行われている訳です。例えば、既にあります情報公開条例とか、あるいは市民参加条例を作ったりとかですね、政策評価に関する条例とか、それから財政を健全化するための条例とかですね、あるいはこれから出来て来るであろうと思われるのは、総合計画に関する条例とか、まあ色んな条例を各論できちんと整備をしていくと、そうすることによって具体的に自治基本条例を展開するという事になっていく訳ですね。

今日はテーマであります、この住民投票条例というのは、そういう自治基本条例の関連条例の中でも、非常に重要な意味を持っている条例だということになると思うんです。これをどういうふうに制度化していくかということなんですけれども。これ、中々難しい問題がたくさんあるんですね。ですから、そういう問題を解きほぐして、何が問題でどうすれば解決できるかということこれから苫小牧でも検討されていくということで、今日はその最初にですね、どんな問題があるかっていうことを、その一端を明らかにする為にですね、これから私の方でお話を申し上げたいというふうに思っております。

それで、ちょっと私事なんですけども、実は私もですねかつて住民投票というものに関わったことがあるんですね。今、住民投票に関する色んな本があちこちでたくさん出ておまして、住民投票を条例を作ってですね、条例をつくって住民投票を実施したケースというのは、そんなに昔ではないんですけども、そういうものの中にですね、実はみんなが触れていない問題が一つあるんですね。それは、実は1972年にですね、東京で、東京都の区があるんですけども、これは特別区と言いまして区長さんや議会の議員さんは、今は市と同じように選挙されているんですけども、昔は区長さん選挙されていなかった、議会が長を決めていたんですよ、そういう変則的な時代があったんですけども。それで、住民がなんで長の選挙が出来ないんだっていうことで、議会が長を決めるときに、法律ではどうやって決めるかっていうことが決められていないものですから、じゃあ住民投票をやった決めたらいいいじゃないかといって。それで議会が住民投票を実施して、その上位に

あるものを議会が長の候補者っていうことで決めれば、これは実質的に選挙っていうかたちになる訳だからいいんじゃないかっていうことで、住民がですね、区長準公選っていう、選挙に、公選に準じて、住民投票で選ぶという、まあこういうことをやったんですね。

これが1967年で、私は学校を卒業したばかりの年でしたけど、法学部出身だからおまえ条例案を作れっていう、条例案を作らされた訳です。それで、その条例案をもとにして、何年かかかって、東京中でこの条例を制定する直接請求が行われたり色々して、そして7年後に品川区というところで、実際にこれで住民投票をやった訳です。選挙やった訳ですよ。そして、投票率はまあ40%弱だったんですが、違反も起こらずきっちり住民投票をやって長を決めるという、まあこういうことをやった訳です。

その後、政府もこれはもう大変だっていうことで、法律を改正して普通の市と同じように、直接の選挙で選ぶことが出来るように改めた訳ですけども。戦後日本で住民が自主的に運動を起こして条例で住民投票をやった、一番最初のケースなんですね。

そのときにですね、実は日本の地方自治の中で住民投票っていう問題が、初めてクローズアップされてきた訳ですが、この時以来解決されてないっていうか、問題になっていることが、現在までずっと引き継がれてきてるんですね。例えば、この時はですね、東京の区の区長は、議会が知事の同意を得て選任するっていうことだから、まあ議会が候補者を決めて、その人について東京都知事はこれでいいですかと聞いて、よろしいって言って同意が得られたら、議会が正式にその人を区長にするっていうことです。まあ、ノーっていうケースはほとんどありませんから、まあ実質的に議会が長を決めていた訳ですよ。

そうすると、議会が長を決める権限があるのに住民投票をやって、その結果に基づいてですね、1位になった者を区長にすると、議会に決定権があるのに実質的に住民が投票で決めちゃうことになる。これは、議会の決定権を覆すことになるんじゃないかっていうことで、猛烈な反発が議会の中の保守派の勢力にあった訳です、自民党です、端的に言えばね。で、そういうあったわけです。

これはまあ裁判にもなったんですけども、住民は直接請求でこの条例を制定、住民投票の条例を作ろうっていうことだったんですが、これはもう条例を制定する事柄じゃないかっていうことで、区の方はその運動をする証明書を出せなかったんですね、それで裁判になった。

そうしたら、裁判の結果、窓口の段階で住民投票が直接請求の事項かどうかをですね、役所が窓口の段階で決めるとは何事かって、これは違法だってことになって。それから、もう一つは条例の中身もですね、議会が自分で作った条例に基づいて、その住民投票をやって、その結果に基づいて議会の意思を決めるんだから、条例を決めるのは議会なんだから、自分の作った条例に自分の意志が拘束されるのは当たり前だろうという事なんですよね。だから、その住民投票の結果に基づいて区長の候補者を決めるっていうのは、明らかに議会の権限を侵すという事にはならないんだっていう、こういうまあ判決も当時出していた訳です。

それで、区の方は控訴しなかったもんですから、それで判決が確定しちゃったんですよね。だから、最高裁判決じゃないんですこれはね。そんなような事もありましてですね、日本の住民運動の、この条例に基づく住民運動の出発点においてですね、住民運動は結果をそのまま自治体の意思にすると、議会の意思にすると、それは議会の意思を拘束して違法になるのかどうなのかっていう、この問題未だに尾を引いている訳です。

だから、最近は色んなところで住民投票、たくさん行われるようになりましたけれども、みんな結果に、結果を尊重してって書いてありますよね。あれ何故かっていうと、この練馬、実は練馬区の今のその裁判なんですけども、区長準公選制の裁判なんですけど、このときは基づく、住民投票の結果に基づいて区長候補者を議会が決めるという、そういうその文言だったんですが。結局その基づいては、議会を拘束するっていう事で、その時他所の区に条例案が広がっていったんですが、そこでみんな尊重してって切り替わった訳です。

でまあ、尊重してっていう事なんだから、尊重するかしないかは議会が判断する事で、尊重してその第1位になった人を区長の候補者にするっていう、まあそれは尊重した結果だから、あるいはそれはだめっていうふうに拒否する事もできる訳ですよ、住民投票の結果。まあそういう事で、実質的には中々その拒否は出来ないだけけれども。まあ、議会の意思を尊重するという事でそのような表現にしている。ですから、今は現在どこもそういう表現を使っているというようなことなんですよ。だから出発点はここにある訳です。

それで、今度は住民投票それ以降どうなっていくかっていうとですね、まあ特に70年代、80年代、随分と住民投票を実施せよという事で、日本全国あちこちに色んな運動が広がっていくんですよ。どうしてかっていうとですね、日本の地方自治の中に市民参加っていうものがあんまり定着しなかった訳ですよ。だから、住民に与えられているものというのはですね、まあ選挙で代表を選ぶっていうのはある訳ですよ。これはまあ、直接投票所に行って1票を投じて代表を選ぶんだけど、それを選んでしまったらですね、後は4年後の選挙までの間はですね、ほとんど住民に権利らしい権利っていうのはあまり与えられていない訳ですよ。請願とか陳情って、これはお願いごとですよ、言葉いやらしいですよ、請願、陳情なんて、まあ最近はそういう言葉を使うのはやめようっていう自治体ももちろん増えてきてますけれども。とにかくお願いごとをする訳ですよ。

直接請求っていう制度もありますけど。例えば条例制定の直接請求、これもお願いごとなんですよ。最終的に住民が直接請求したものを決めるかどうかっていうのは議会ですから。陳情、請願も同じですよ。だから両方もあまり大差ないんですよ。だから、直接民主主義制度なんていってるけど、こんなものは直接民主主義でも何でもないんですよ。お伺いしてるだけの話であって、最終的な意思決定には何ら住民は関与できない仕組みになっている。

そうするともう一つのこっている道は、まあ首切りですよ、リコールという過激な制度がある訳ですよ。住民の意思にそぐわない代表者たちを解職にしてしまう、首にしてしまう。これはまあ、3分の1以上の署名を集めて、直接請求でまあやる訳ですけども。

だから、選挙で選ぶか、首切るかっていう、この両極端なんですわね。

その真ん中のところで、日常的に市民が色んな形で政策の決定や、そのプロセスに参加をするってような事っていうのは、ほとんど法律上の制度としては何もない訳です。ない。だからそこは、自治体として工夫しなきゃいけないっていう事になっていくんですけども。

それでまあ、この首切りか選挙かっていう、この両極端しかないもんですから、色んな地域に起こる政策的な争点ですよ、原発を原子力発電所を建設するかどうかとか、大規模な開発をどうするかとか、ダムをどうするかとかですわね、大規模なダムの建設をやるか、基地の跡地をどう利用するかとか、学校の統廃合をすべきかすべきでないかとか、あるいは市町村の合併をやるかやらないかとか、地域には色んな重要な問題があると。だから、そういうその問題に住民の意思をやっぱり関わらしめるべきではないかという、そういう運動ですよ。

非常にこう、日本の場合不幸なのは、普段からこういう制度がないから、反対運動している人たちが、その自分たちの意志を反映させる為に住民投票の制度を設けて、その住民投票の中で自分たちの意志を表示をしたいっていう、二重仕掛けになっていく訳ですよ。本当はそういう制度があれば、後は自分たちが問題提起して、こういう事で投票のテーマにこれを掲げてもらいたいってことをいえば済む訳ですけど。その投票の仕組みがないから、反対をしながら、なおその投票の仕組みも作らなきゃいけないっていうね、へんてこりんな格好になっていく訳ですよ。

まあ、そういうような事で直接請求で住民投票の条例案を作って、それを直接請求する有権者の50分の1以上の署名を集めて、それをまあ議会で審議してもらおうという事ですよ。そういうような事が、60年代、70年代頃はですわね、60件位あったんです。ところが1件も成立してないんですわね。みんなこれは否決です。否決されてる。

で、なぜその否決されたかっていうことですよ。条例は通ったけど、その住民投票が実施されてないってものもいくつかあるんですわね。たとえば高知県の窪川なんていう町は、かなり早い時期に住民投票条例が作られていたんですが、これ原発問題ですわね。電力会社が原発を建設するという事を町に申し入れた時点で住民投票をやるっていう条例だから、まだ申し入れしていないから、住民投票をやっていない訳ですけども。

こういったような条例が、まだ実際に問題に着手されていない段階での条例ってのが、ここに書いてあるように、まあいくつかあるんですが。だから、これ実施されてない訳ですよ。で、それ以外のやつはみんな否決されてますから、当然実施されてないということ。ほとんど住民投票というものは、日本の中では実施されてない、なかった訳ですわね。

何故実施されてなかったのかっていうのは、これは非常に重要な事なんですけれども。住民投票に消極的な意見というものが、まず1つあるんですわね。1つは、この日本の自治体っていうのは、選挙で代表を選んで、その代表による意思決定をしているんだから、住民投票で、住民、その結果で物事を決めてしまえば、その議会ってのがいらなくなるじゃ

ないか、議会が形骸化しちゃうじゃないかという、まあこういう事、そういう問題ですね。

で、長についても、選ばれた長は住民に対して直接の責任を負ってる訳ですが、その住民投票に判断を委ねるといふ事になると、長はその、自分の意思決定をしないで、住民の方に責任を転嫁するっていふ事になっていくんじゃないかとか。まあ、そういう代表制度との関わりですね。

それから、もう一つは住民投票には法的な効果がないということをまあいう訳ですね。つまりその、結果、結果が最終的な意思決定にならない限りは、法的効果っていうのはない訳ですよ。けどまあ、そういうものもないということ。

それから、住民投票になじまないものもあるんじゃないかと。例えば、原子力発電所を建設するかどうかってのは、これはまあ、自治体で決める事ではないと、国政レベルの話だと。それを自治体のレベルで住民投票やることは果たしていいのかどうかというような問題ですよ。

それから、その住民投票は住民の意思を反映しているように見えるけども、情報のあり方一つで、本当にその住民が正しい判断をしたかどうかという事が疑われるケースは、いくつも考えられるんじゃないか。本当に、その公平な情報の提供ってのがなされるかどうかとか。まあその、そういうような事が消極派の主張ですよ。

それから、賛成派の主張ってのは、これはその住民の意思を反映させる事は、直接民主主義になるんだと。代表制の民主主義を取っていてもですね、直接民主主義を否定している訳じゃないんじゃないかと、それを否定するような法律なんか、どこにもないと、まあいうことですね。

そしてその、地方自治法の中には、例えば町村の議会はですね、議会を置かないで住民が直接意思決定をする、町村総会という仕組みを持つ事が出来るというのは、地方自治法の中に書いてある訳ですよ。つまり、だから議会がなくても、住民が全員、有権者が全員で意思決定をする事が出来る仕組みがあるんだから。その事を考えると、なにもその議会よりも前に、主権者である住民の意思決定っていうものがまず重んぜられるということは、この法律からいっても言えるんで、議会があるから住民投票がだめだって言う事にはならないんじゃないかと、こういう主張もある訳です。

それからまあ、住民の意思が反映できる。これは、住民自治の実現だというような事だし。住民投票を色んな問題に対して実施すれば、住民が地方自治に非常に興味を持つとかですね。それからその、百歩譲って、基づいて議会が決定するという、その住民投票の結果に拘束力を与える基づくというこういうその条例でなくても、尊重する条例でもまあやれるんだからこれでもいいじゃないかとかですね。こういう風にすれば、反対派や消極派が主張している問題っていうのはクリア出来るんじゃないかとか。

まあ、こういうような事ですね、消極派、賛成派の色んな意見がずうっと過去から住民投票の度毎に、どこでもみんな繰り返してきた訳ですよ。ああでもない、こうでもないって、言ってですね。

でその中で、やっぱり最大の問題は何かって言うと、住民投票を実施する事によって、長とか議会の意思決定を住民が拘束する事の持っている問題性なんですよ。拘束されたくない、こういう訳です。その、代表者は決定する権限を持っているんであって、それをその住民の投票によって拘束されたくないという。それは、拘束すれば代表制の民主主義って言うのはだんだん形骸化するって言う、ここが最大の問題なんだ。だから議会なんかは嫌がる訳です、これを、あの、住民投票やる事をですね。

まあ、しかし、そうはいつでもそういう時代ではだんだんなくなって来てですね、住民を、住民の方から何も声が起こらないのであれば、それは議会が意思決定をするってことは、大切な事なんだけれども。住民の方から問題提起されて、やっぱりこれは住民全体の意思を確認をした方がいいって言う、そういう問題提起をされたものについても、議会がいやそれは俺たちだけでやるんだって、ノーと言う事はだんだん出来なくなって来た訳ですよ。

それで95年ですよ、これは住民投票革命って言うていいくらいですけども。新潟県の巻町、これ今合併してますけど。原子力発電所の建設の是非を巡って、日本で初めてこの政策の是非を問う住民投票をだからやった訳です。それから、同じ年に沖縄県もですね、米軍基地の整理縮小の問題を巡って住民投票をやった訳です。まあ、非常に高い投票率ですね、実施された訳です。

この2つの基礎自治体と広域自治体で住民投票をやる事によって、まあこの住民投票に対する考え方ってのは、相当変わった訳ですよ。実際にやったって言う事の持っている意味は非常に大きい訳ですよ。

これもまあ、尊重する条例だった訳ですけど、結果を尊重して町は意思決定をするって言う事ですが、まあ住民投票の結果、建設にノーという意見が、原子力、原発の建設にノーという意見が圧倒的に多くって、結局だからもうそれと違う意思決定を議会がするって言うような事、あるいは長がするって言うような事は、もう出来ないという事なんですよ。だからまあ、これは建設されなかった訳です。今の所はですね。

まあそういう事で、実際に行ってやってみたとする事の持っている重さ。まあこれが、やれば出来るじゃないか、別にどうってことはないじゃないかっていうですね、こういう流れを作り出した。

もう1つは、地方分権時代の幕開けってことですが、90年代から今日までですね、だんだんその今まで国が決定していた政策決定も、だんだん、だんだん自治体の判断に委ねられて来ると、権限やなんか自治体にどんどん下りて来ると。まあ、こういう状況になって、今現在分権改革ってのは進行中ですけども。これが進んでいけばいくほど、自治体は自分の意志でやらなければ、色んな問題を決めていかざるを得ないって、そういう流れですから、これは代表だけでなくって、住民もそこに、その意思決定に参加させるような仕組みを色々考えていかなきゃいけないって言うのは、まあ当然の流れでしょうね。

まあそういうことで、この政策のあり方を問う住民投票ってのは、この巻町と沖縄県の

住民投票以降、非常に増えていった訳です。特に近年ではですね、全国的に市町村合併が進められた訳ですけれども。この是非を巡って300位の自治体は、住民投票をやっていると思いますけれど。それくらいまで、ごく当たり前で住民投票をやるようになって来た訳ですね。

まあ、北海道なんか非常にユニークに、例えば空知の奈井江町なんかはですね、これはもう住民投票を実施して、小学生、小学校5年生以上みんな参加させた訳ですよ。それで、小中学生はまあ参考投票という事で、大人と同じような形式で全部投票所行って投票するというやり方をした。それで、この人たちにも役場の職員が学校に出かけて行って、住民投票の意味とか、それから合併とはどういう問題であるのかっていうことをですね、職員が学校に出向いて行って、町長始めみんな子どもたちに情報を提供して、そして投票させると。それで大人は、高校生以上ですね。これはちゃんとカウントして、結果を町民の意思として、それをカウントして出した訳ですけども。まあ、そこまでやったのは全国的にも非常に珍しいんですが、非常に立派な住民投票が出来た訳ですよ。

費用も、人口は7500の町ですけども、費用も100万円位しかかからなかったんですよ。どうしてかって言うと、日曜日に投票やって、職員が振替休日で他の日に休むという事で、その日は人件費もだから掛かると、振替休日にしたからね。それでまあ、100万位で収まった。安いもんですよ。それから非常に町の中に締めりが出た訳ですよ、子どもたちの町に対する思いってのが、またこれでぐんと変わったんですね。子どもの方が一所懸命合併問題の勉強するから、大人もつられて行ってですね、知らないと言えない訳ですよ。まして、投票にいかないなんて言えない訳ですよ。だから、投票率もぐーんと上がって、大人も子どもに触発されて勉強するようになる。まあ、こういう非常に立派な結果を生んだ訳なんですよ。

それでまあ、ノーという意見が多かったから、まあそこはそれでもうやらないと言う事になった訳です。まあ、そんなような事ですけど、住民投票はあっても不思議でも何でもないという流れは、まあ今日はなっている。だから、これは法律の上でもこの住民投票をきちんと明確にした方がいいんじゃないかっていうような事について、まあ全国知事会とか、あるいは地方制度調査会とか、あるいは分権改革推進委員会とか、まあそういう国の様々な機関でも、この住民投票のあり方をこれからまあ検討するというか、ちゃんと日本の地方自治の中に正当に位置づける検討をしなきゃいけないという事を言い出している訳です。

それで、まあ2000年代に入りまして、この苦小牧のようにですね、自治基本条例を制定して、まあ自分たちの町の憲法だとして、自治体を運営する大事なルールをこの自治基本条例で制定するという流れが出て来た訳ですね。そうすると、そういうものの中に住民投票という制度を当然これはまあ入れる事になる訳です。まあ、住民投票を入れていない自治基本条例ってのは、あんまりないと思いますよ。

まあ、そういう事で、そのごくごく当たり前と言いますか、住民投票ってのはだんだん

自治体の中では、まあのけ者にされない存在に、だんだんやって来てるという事なんですね。これはですね、もう日本ではその、選挙で代表を選んでもらうんだから、選ばれた代表が決定権を持ってるんだと。だから、住民投票を閣議にやると代表の権限を損なうっていう、これ日本独特の考え方なんですよね。ヨーロッパなんかですね、日本よりはもっと強い議会制民主主義を取ってる国でもね、そんな事言ってる国はありませんよ、これは。だから、ヨーロッパでは統一してですね、EUに加盟している国々は、ヨーロッパ地方自治憲章というものを、これ条約です、加盟している27か国は、お互いに承認している多国間条約なんですけど、そこで地方自治の原則というものをみんなが承認し合っている。

で、それに基づいて各国の地方自治を、色々改正したり、整備をしたりしている訳なんですけど、そのヨーロッパ地方自治憲章なんかを見てもですね、もうはっきり書いてあるんですよ。議会制の民主主義を取っている国に於いても、住民投票制度で、住民の意思で直接の意思決定を行う事は、何ら差し支えないってことが書いてる訳ですよ。当たり前的事なんです。日本だけが非常に固い議論をしてるんですね。権限を侵すとか侵されるとかですね。だから、非常に奇異な感じがする訳ですよ。どうしてこんなに固い議論になるのかっていうのは。やっぱりこれは、戦前戦後を通じて日本の地方自治というのは、住民を本当に運営の中に参加させていくという、そういう観点が基本的には薄いという事、まあ現れだろうと思われるんですね。

けどまあ、それはだんだんだんだん改善されて来てですね、まあ行く事は間違いない訳です。これ、住民投票自体考えてもですね、当初はもう全部拒否していたものが、まあ最近はそのじゃないっていう形になって来てる訳ですから、この先考えればこれは法律で制度化される事は間違いないですよ、そのうち。ただこれは自治体自身がやる事ですからね、法律があろうがなかろうが、やっぱり自治体自身の制度として、まず自分たちが作り上げていくってことが、非常にまあ大切だということなんです。

さてそこでですね、今度はじゃあそこまでみんなが住民投票は大切だと、日本の地方自治の中にそういうものを持ち込んでも、決して不思議とも何ともない状況は出て来ただけけれども、具体的にじゃあどういう風にすれば、これが、住民投票の制度として、本当にその生きた制度としてこれが作られていけるんだろうかと。まあ、こういう問題はあるんですね、こうなるとね、結構これはね、中々難しい問題がそこにいっぱいあるという事なんです。ちょっとこの後はですね、その問題を考えてみようと思うんですね。

それで、レジュメの2枚目に、4住民投票の制度設計って書いてありますけども。それから、3枚目に、3枚目の上から2行目にですね、アメリカの直接民主主義制度を参考に考えてみると書いてあります。ちょっとこれ順序逆にしてですね、アメリカの直接民主主義制度を考えてみるっていう、この3ページ目の方を先にちょっとやりたいと思うんですね。というのはですね、世界の中で一番多様なこの住民投票の仕組みを持って、それを展開しているのは、実はアメリカなんです。で、これはあの、アメリカには50の州がありますけど、その50の州のレベルとか、まあ州の中に今度は自治体がありますけ

ど、その個々の自治体のレベルとか、もうこれまちまちにですね、あの色んな制度を作っている訳です。

だから、日本のように1つの法律で地方自治が全国皆同じという、こういう形じゃありませんので、まあ、アメリカは州毎に違うし、またさらに自治体によって皆違うという事ですから、非常にこう多様な地方自治の展開があるんですね。住民投票についてもそうなんです。だから、そこをまずどういうものがあるかっていう事をですね類型化して見てみる事が、日本の地方自治を考えるとときにも、まあ参考になる問題があるものですから、それでちょっと先に見てみようって事なんです。

それで、大きく分けるとアメリカの場合には、これはよく高校の教科書の中には出てくるんですけども、(1) イニシアティブって書いてありますが、(2) 真ん中辺ですね、レフェレンダムって書いてありますが。こういう2種類のものがあるんですね。

それで、イニシアティブっていうのはですね、直接発案とか市民発案っていうんですけども。これは、市民自身が問題提起をするわけなんです。そこへちょっと書いておきましたが「憲法とか憲章、法律、条例等の制定改廃の提案を有権者に認めるものである」と。そして「その提案したことを採択するか、あるいは不採択にするかは、有権者の投票で決める」。つまり、議会に依存しないで、こういう条例とか法律の制定をするということなんです。市民自身が、その、問題提起をしてこういう法律を、あるいはこういう条例を制定する、してもらいたい、だから、住民投票によって決めてほしいということで、問題提起をして、住民投票を実施して、賛成者が多数であれば、それがそのまま法律になるということ。だから、議会は関係しないわけですね。

それで、こういうタイプのものが、これがイニシアティブといわれるものなんです。日本にはこういう制度が無いんですよ。例えば似たような制度で、条例制定の直接請求ってのがあつたわけですが、有権者の50分の1以上の署名を集めて、条例案を付けて、そしてこういう条例を作ってもらいたいって請求するわけですが、住民が、で、50分の1の署名が、ちゃんとした署名であるかっていうことをチェックして、50分の1以上の署名がありますっていうことになったら、長、それを長に出すことになるんですね。長はそれを受取って、自分の意見を、これは実行できるとか、実行できないとか、まあその他なんでもいいんですけど。意見を付けて議会に回すんですね。それで最終的に議会でそれを議論して、いやこれは提案通り採択しようとか、あるいは、これは否決しようとか。で、最終的に議会が決めるわけですから、だから、似たような制度なんだけれども全然違う、議会が意思決定している。アメリカのこの制度っていうのは、市民の投票が最終的な意思決定になるっていうことですから、ここがまず違うわけですよ。

で、それには2種類あつて、直接イニシアティブっていうのと間接イニシアティブってのがあつたんですね。直接イニシアティブっていうのは、有権者が、まああの、有権者の5%かあるいは8%位の範囲で、有権者が署名を集めて提案するわけですね。その条件が整っていれば、住民投票にかけるわけですが、投票する。で、成立、不成立ということ、まあ

決める。これが直接イニシアティブっていうことなんですね。普通はだから、多数の賛成があれば、住民投票で多数の賛成があれば、その法律が通るわけですが、州とか自治体によってはですね、有権者総数の30%とか35%以上の賛成に達しなければいけないというような規定を設けているところもあるわけです。つまり、あの、例えば日本だとね、ちょっと性質が違うけども、住民投票やって投票率が50%以下だったら開票しないとかね、そんなことやってる所ありますよね、せっかく投票させて、開票もしないんですから。それとちょっと似てる所あるんですけども。結局その、投票率が非常に低かった、低いと、例えば50%だったと。その中で、60%の人が賛成したとしても、投票率が50%で60%だから、全体から見りゃ、これ30%ですよ、有権者の。だから、そういうことで、あんまりその、なんて言いますか、有権者総数の、あんまりその低いとこで決まるというね、これではやっぱり全体の意思にはならないんじゃないかっていう観点から、こういうふう

に多数決の代わりに、こういう規定を設けている所もあるっていうことなんですね。(43.07)

それから、間接イニシアティブっていうのは、有権者が提案するんですけども、こういう法律を作ってもらいたいとかね、まあこれ色々なあるんですね、原子力発電所の是非だとかというものも勿論ありますし、それから同性愛の問題だとか、とにかく色々な問題がいっぱいあるんですね。何十つてのが、まあ選挙のたびに掛けられるわけですから。投票と実際同時にやるんですね、選挙のときにやるんですね。だからもう、住民から出されてきているもの、何十つてのがあって、それも一緒に〇×付けたりして、住民が投票するっていうこと。だからまあ、1回で済ませるから、お金もそんなに掛らないわけですよ、

とにかくそういうことで、提案する、条例の提案をするんですが、有権者が提案をした通りに議会が採択した場合には、別にその住民投票をやらなくてもいいということになるんですね。ただし、議会がこんど否決したりとか、修正をしたりっていうことをしたときには、住民投票に掛けて住民の意思を聞くという、こういうやり方をする場合もあるわけです。

だから、これはまあ議会に関わるんですが、住民の提案を議会が飲めばそれでいいと、飲まないときは住民投票にまた戻してやりましょうということですから。まあ、これは関わるといっても、議会の意思で住民投票がなくなるということではないので、これはまあそういう趣旨で、住民投票しなくても住民の意思が達せられるっていう場合の規定ですから、こういうやり方があるっていうことですよ。これはまあ、市民の発案です。

それから、もう1つ次は、レフェレンダムっていうのはですね。これはあの、直接評決と言いましょか、これは議会の問題なんです。議会が提案した、憲法、憲章、法律、条例等の制定改廃の可否を有権者の投票で決めるという。これは、日本でいえばですね、憲法改正をするときには、両院議員、つまり衆議院と参議院の総会、いや両院議員の3分の2以上の多数で憲法改正案が決められたら、これを国民投票に付すわけですよ。そして、過半数の賛成があれば、これは憲法改正になるわけです。これと同じことなんですね、議会が発案するわけです、でその発案したことを有権者の投票に掛けるということですよ。

これはまあ、憲法にあるわけですから、憲法改正あるいは特別法の住民投票という、こういう制度が日本でも憲法にあるということです。この場合に、やっぱり2種類これはあって、強制的レフェンダムっていうのは、必ずこういう問題のときには有権者の承認を得なければいけませんよということで、住民投票を義務付けられている問題ですね。いまその、憲法を改正するときには必ず国民投票をやらなきゃいけないわけだから、これは義務付けられているわけです、国民投票をね。こういうのを義務的あるいは強制的レフェンダムというふうに言うんですね。これも色んなことやっています、憲法とか憲章を改正するときもそうですし、例えばその公債の発行、借金をするときですよ自治体が、ある一定額以上の借金をするとき、ちゃんと住民投票で住民の許可を得なければいけないということを決めている所もあるわけですね。超過課税、税金を超過課税で取る場合、それからまあ、市町村合併のような場合とかですね、こういうことはあらかじめ必ず住民投票をやらなければいけない、こういう問題については、そういうことが決められているものですね。

それから、2番目はこの諮問、任意的レフェンダムというんですが、住民投票に掛ける掛けないかは、議会の判断に任されているもの。これはまあ、議会がですね、これはもう住民の判断を聴いてみようよっていうことで、議会が実施をする。議会の判断で、実施をする、必要があれば、まあこういうような事例なんですね。例えばこれは、こういうことを決めているのは、栗山町、空知の栗山町が議会基本条例を作っておりますけども、その議会基本条例の中で町政の重要な事項でかつ議会の権限に属する問題について住民の投票を行うことができるという規定を栗山町の議会基本条例は、議会自らがそうやって条例の中で住民投票のことを規定してるんですね。こういうことをやっているのは、日本では栗山町位しかないんじゃないですか、議会で。これが正にこれです、任意的レフェンダムというものなんですね。議会の判断でそれをまあ行うということですね。ただあの、これは最近はですね、後で時間があれば見ていきますけれど、例えばその横浜のその、あ、川崎市ですね、川崎市の住民投票条例ってのがありますけど。こういうのは、議会も提案することができるようになっていきますから、徐々にこれからは増えていくだろうと思えますけれども。こういうふうに、議会の判断で住民投票に掛けようというものなんですね。この場合でも、掛けたもので住民投票をやってですね、結果をどう扱うかっていうことについては、まあこれは住民の判断を聞いた話だけの話だっていうふうにするか、それともその結果を持って最終的な決定にするかということがあるわけですが、議会在自分の判断で住民投票をやる以上は、当然その結果に議会が従うっていうのが当然だという流れが強まってきているということなんですね。

でその、抗議的レフェンダムというのは、ちょっとこれはまああの、省略をいたします。あんまりちょっとこれは馴染まない、議論にはなじまないと思いますから、まあ省略いたします。

そうするとですね、今あの、これはまあアメリカでやってるものですね、つまりその住

民の発案に関わるものと、それからその議会の提案に関わるものという、まあ両方の問題があるわけですが、これをちょっと頭においてですね、それじゃまあ日本の場合に一体これから問題を考えるときにどうなるのかということですね、考えてみようと思うんですね。

それで、これレジュメの先ほどのこの4というところの頭の方のまた、前のページの2枚目の、4住民投票の制度設計ということに戻っていただきたいというふうに思うんですね。

それでまあ、先ほども言いましたように、自治体の重要問題について住民投票を行うと、その結果を尊重して自治体としての意思決定を行うという、そういう流れ、そのことを前向きに考えていく自治体が非常にこう、増えてきているということは、先ほど説明した訳ですけども。これはそこにその、苫小牧市の自治基本条例を抜粋しておきました。アンダーライン引いてる所ですが、第6条ではですね「市」、これ市というのは条例の前の方を見ると、定義がしてあって「議会及び市長その他の執行機関」というふうに書いてあります。市というのはね。まあ、そういう意味でこの市というのをご理解いただきたいと思うんですが。その「市は市政の重要な課題に関する市民の意思を直接確認するため別に条例の定めるところにより住民投票を行うことができる」ということですね。市は住民投票を行うことができると書いてある。第2項「市は前項の住民投票の結果を尊重する」。ここもちゃんと尊重すると、こう書いてあるんですよ。結果通りに決めるとは書いてないですよ。これは、さっき言ったような、もうずっと70年代、1960年代からの日本の流れの中で、まあ大体こういうことでみんな選択してきたものが、こういうところにちゃんと反映されている訳です。やっている人がそういう経過を知っているかどうかは、別にですね。

さて、こうやって考えてみると、市は別に条例で定めるところにより住民投票を行うことができると、こう書いてあるんですが、これだけではですね、住民投票はなかなかこれ実施するっていうのは難しいですよ。この条例、自治基本条例だけでは。だから、別に定めるところによりっていう、この別に定める条例でこれ住民投票ってのはどういうものかっていうことをきちんと仕組みを作らないとこれだけではまあ、実現できない訳ですよ。で、特にこれ市は住民投票を行うことができると書いてあるんですが、まあ市というのは議会か市長ですから、市長が行っても議会が行ってもまあいいんでしょうね、行うことができると書いてある訳ですから。これは市民が一体どういうことになるのかとか、これだけでは、だからわかんないので、そこをきちんと制度に設計していかなければいけません。

それで、他所のですね自治基本条例を見てね、ちょっとびっくりすることがあるんですよ。今でも、住民は住民投票を条例を作ってますよ、住民投票を実施してもらいたいということを住民の発議で求めることはできる訳ですよ。それは、直接、条例制定直接請求権っていうものが住民に、地方自治法上与えられているからですよ。50分の1以上の

連書を持ってですね、請求することができる訳ですから。それで、その制度を使えば住民投票をやってほしいという提案を住民は成すことができる訳です。それと同じことを自治基本条例の中に書き込んで、あたかも何か自治基本条例で新しいことをやるかのようなイメージを与えながら、内実は地方自治法に書いてある直接請求のことを自治基本条例の中に書いてある。そういう馬鹿馬鹿しい条例を作っているところもあるんですよ。つまり、自分たちの意思として何かするっていうのではない訳ですよ。だから、こういうようなものをだから、地方自治法の規定に従ってやるんだから、それは地方自治法の様々な細かい直接請求の規定をやれば、自分たちは何もしなくたっていい訳ですよ。そっちを使ってやる訳ですから。これは、自治基本条例の中に入れるべき性質のものじゃないっていうふうに、私は思うんですけども。そうやって、まあいいかげんにやってる所もあるんです。

そうじゃない自治体は、ちゃんと自分たちなりの住民投票の制度を作らなければいけないということなんですね。で、まあすでにそういうことで、作っている自治体もたくさん出て来ている訳です。だからこれは、みんなまちまちですよ。今日資料に付けてあります、横浜市（川崎市）と広島市のこの住民投票の条例は、そこにまあ、あげてありますけど、その他にも沢山ある訳です。20やそこらくらいはあると思うんですけど。私も全部見ている訳ではないんですけど。で、広島市の条例は、これは住民の発議っていうか、住民が住民投票を実施してくれっていう時に、どうやったらいいかということを広島の場合には市民発議の住民投票の扱いについて書いてあるんですね。それで、川崎の場合にはもっと広く、長や議員や、もちろん市民も入るわけですが。それらが、住民投票を実施を求めるときには、どういうふうにやったらいいかということを書いている訳です。

その中身はまた色々ですね、これね。だから、まあその、それぞれの自治体にあったものをまあやればいいんですけども、そのためにはやはり考え方をきちんと整理をしていかないと、さっきのアメリカの例もありますように、こういうものも十分に参考にしながら、自分たちの自治体にとって、今のその、現行の憲法や地方自治法の下でやれることは何かってことは、やっぱり組み立てていけばいいんですね。大方のことは、まあ何でもできる訳ですけども。まあ、しかしそのためには、前例のない事にも色々踏み込まなきゃいけないということですね。

それで、こっから先どう考えるかということですが、そこへそのいくつかの考えなければいけない問題点、この他にもまだ沢山あるんですけども。まあ、主なものをそこにピックアップしておきました。

まず、第1ですけども、論点って書いてあるところですが。まあ、なぜ住民投票が必要かってのは、これはもうさっきからずっと述べて来たんで、これはもう省略をいたします。

次ですね、住民投票の発議を出来るのは誰かということなんですね。さっき広島の場合には、これは市民が住民投票すべきだという提案をすることについての条例っていうことを言いましたが、議会や長に関してはそういうことをまだ決めていない訳ですよ。だから、当然これは、市長それから議会あるいは議会の議員ですね。まあ、市長、議会、住民、

この3者がそれぞれ住民投票を実施してもらいたい、あるいは実施するという提案権を市長やあるいは議会や住民が、ちゃんと持つのかどうかということですよ。これ発議権というふうに、あるいは請求権とか、ああそういうふうに言いますけども。まずそれを3者が持つかどうかという事ですよね。私は、まあ、3者持つ方がいいんじゃないかっていうふうに思っている訳ですけど。まずその問題があると。

それから、次の問題はですね。発議するだけではなくてね。例えばさっきね、地方自治法上の直接請求でやると、最終的には住民がやってもですね、その通りやるかやらないか最終判断は議会が直接請求、地方自治法の直接請求の場合は決める訳ですよ。だから、そういうふうにするのかですね、つまりその、やるかやらないかを決定するのは誰が決めるのかっていうことですよ。例えば住民が、川崎や広島の場合には、有権者の12分の10分の1以上の署名があれば、広島の場合にはその、即実施。12分の1以上の署名、実施するの署名が全部揃っていれば、必ずこれは住民投票を実施するという事ですから。これは、請求権と、その実施の決定権、発議権と決定権っていうものが、実施の決定権っていうものがセットになっている訳ですよ。

ところが、川崎の方を見るとですね、何かその、例えばですね、長と議会が何か協議するとか、議会が3分の2以上の反対があればやらないとか、なんとか、まあそういうようなことをごちゃごちゃ書いてありますね。だから、そうすると必ずしも10分の1以上の、住民は10分の1以上の署名を集めなければ発議できないんだけど、発議したことが即実施というふうに、どうも直結はしていないようなんです。長の場合はどうなのか、議会の場合はどうなのか、議会が、議会で議決すればそれは即実行することになるのか。長の場合には、長が自分一人でやるって決めたらそれは実行することになるのか。しかしこれは、あまりにも危険すぎはしないか。長が人気取りで、議会の抵抗を受けて、それでその、ばーっと住民を煽って、それでその投票に掛けるとかね。小泉さんみたいな人が出てきたらどうするかとかね。まあ、そういういろんな問題があるわけよ。そうすると、その長がやりたいって決めたときには、即できるっていうふうにするのか、どっかやっぱり議会と何か話し合いをしなきゃいけないっていうふうにするのかとかね。

あるいは、議会が決めたときは議会はまあ多数の機関だから、まあ独裁的にやるってことはないだろうから。まあ議会が決めたときには、それは即実行するようにしましょうとか。まあ、そういうことを色々と考えなきゃいけないってことになりますよね。ここの問題。だから、発議と、発議は誰にするのか。それから、実施の決定は、発議とイコール、発議した人の要件が整っていればそのまま実行するのか、しないのか。ここのところをきっちり検討しなければいけないということになる訳ですね。

私は、札幌市について、かつて2003年ですけど、住民投票の議会基本条例の案を作った時に、住民が、の、その有権者総数の5分の1以上の署名があれば、これはもう即実施すると。ちょっと厳しいんだけどね。それから、議会が決めれば即実施すると。長が決めたのも即実施すると。まあ、こういうふうに即実施というふうに、まあ、している

訳ですけど。それがいいかどうかというのが問題ですね。

それから次はですね、どんなことを住民投票の対象にするのかどうかということなんです。例えばさっきアメリカで見たように、このレフェレンダムの場合ですと、義務的レフェレンダムとって、この問題は必ず住民の投票に掛けなければいけませんよっていうことはあらかじめ決めてある問題は、それはそれで住民投票必ず行う訳ですけども。それ以外の問題でですね、それはどう扱うかということですよ。これ、ネガティブリストとポジティブリストって書いてありますけど、これはやってはいけないっていうふうに決めるのが、そのネガティブリストですよ。それからポジティブリストってのは、これは住民投票に必ず掛けなければいけないっていう、掛けるべき事項をはっきりさせておくというやり方ですね。こういうものをどう扱うかということですね。今まで日本の場合には、その、一般的な住民投票条例でこういうことをきっちり書いてるものは少ないですね。ただその、ネガティブリストっていうふうに言えるかどうか分かんないけれども、まあその、住民投票に掛けない事項っていうのは、横浜の場合でも、あー川崎の場合でも広島の場合でもまあ書いてありますね。例えばですね、「住民投票に付することのできる市政上の重要事項は現在又は将来の市民の福祉に大きな影響を及ぼし、又は及ぼす恐れがあるものとする。次に掲げるものを除く」ということで、住民投票の対象としてはいけないことを抽象的に書いてる訳です。市の機関の権限に属しない事項、法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項とか。まあ、その他財務の事務に、人事または財務の事務に関する事項とかですね。まあそういうことを、まあこういうことをやってはいけないよと書いてある。抽象的にまあ書いてるんですが、こういう事項についてやりなさいっていうようなことは、一切そういうことは今までの出来てる条例では見ることはできない訳なんです。だから、まあこういうものの扱いをどうするかっていうことです。

それからですね、まあ即座に住民投票を行うのか、これはさっきアメリカの間接的なイニシアティブっていうところを見ましたけれども。例えば、住民が提案したのも、議会がその内容を付度して、提案通りに問題を処理してくれれば、あえて住民投票やる必要もなくなる訳だから、まあそこはそういうふうに考えるかっていうような問題ですね。こういうことも、アメリカを例にして日本で考えると、当然そういう問題も出てくるんじゃないかということですね。

それから、6番目に住民投票の有権者を誰にするかっていうような問題ですが。これは発議権の問題とも関係するんですね。で、広島とか川崎を見ると18歳以上っていうことになってますし。それからあの、長い間地域に住んでいる外国人なんかも、当然そういう権限を持つということになっておりますけれども。これをどういう形で規定するかですね。じゃあ、そういう発議権を外国人、永住外国人にも与えるのか、18歳以上の者であれば成人でなくても発議権を与えるのかとか、そういう問題になって来ますよね。まあ、そこを検討しなきゃいけないということですよ。そうするとこれは、あとの常設型にするか、条例、個別条例型にするかっていう問題にも出てくる。投票の年齢なんていうのは、さっ

きの奈井江町の小学生からとか、中学生からとか、高校生以上っていうことになる、これは一般的な常設型で18歳以上っていう規定では吸収できない問題になってくるから、個別の条例でやらざるを得なくなるっていう、こういう問題にもなる訳ですね。そうすると、常設型で全てカバーできるのか、やっぱり個別の、その条例による住民投票も必要なのかっていうようなことも関わってくる訳だから、まあ、こういう問題はどうか検討しなきゃいけないということですよ。

それからまあ、7番目にこれ、住民投票の結果を自治体の最終的な意思決定にするかどうか、あるいは尊重規定にするかどうか。これはまあ、今日ずっと前段で申し上げたように、今までの日本の中で合意されている流れからいけば、最終的な意思決定にするような住民投票やるのは、まず議会がNOって、いやYESって言わないでしょうね、これね。別に違法なわけではない訳です、違法なわけではないんだけど、多分言わないと思いますね。そのことを巡って喧々諤々やっていると、条例が制定できなくなる恐れがあると。まあしかし、最終的な意思決定、自治体としての最終的な意思決定にはならなくてもですね、尊重する規定があればですね、例えば合併の時なんかそうですね。北海道では、例えばその南幌町とその他の地域の合併の問題で住民投票、南幌やりましたよね。そしたら、わずかな差だったけども、反対者が多かった訳ですよ。そうしたら町長は、わずかな差だったんだからということで、自分はそれと反対の推進する方向で動き出した訳ですよ。そうしたら住民が怒って、町長は住民の意思を尊重していないってということでリコールやったわけですよ。リコール運動が、わーっと高まったから、町長辞任したってということですから。結果としてそれはね、尊重規定でもだんだん住民投票の意味っていうものが深まって来れば、まあ実質的にその団体の意思を決定づけるという重さを持つということだから。まあ、現段階では、あんまり表現でこだわると、条例自体が成立しないという問題になるのかなという感じがするんですね。これはまあしかし、いやいやそんなことはない、はっきり書いた方がいいんだっていうことで通るんであれば、これはこれで一つの選択かもしれませぬ。しかしまあ、いずれにしてもそのあたりの問題は考えておかなければいけないと思います。

それから、8番目に書いてあることは投票率に関係なく開票し、結果を公表するかどうかということですよ。これはあの、いろんな所で、これは徳島県の河口堰問題で条例を作るときに、投票率が低いものは開票しないっていうことになれば、結局、投票不参加運動をやって投票率を下げれば、住民投票に反対している人は、それで目的を達することができるわけですよ。だかあらの「行くな、行くな、行くな」って、こうやって、こうやって抑えていけば。まあ、そういうことにも利用されかねない。そしてまた最初は自主的に投票はするんだけど、流れに抗することができなくなって、投票はするんだけど、しかし投票の結果を無にしてしまえということで、50%っていうようなことを条件に付けたのが、最初の始まりだったわけですよ。だから、合併問題でもあっちこっちで使われています。奈井江なんかは、そんな条件は一切付けておりません。例えば、石狩市何

かが合併のときにやったら、あれ50%の規定だったですか、そこに達しなかったわけですよ。そうすると、結局開封もしないで全部焼却処分しちゃう。投票所までわざわざ足運ばせておいてですよ。で、焼却処分しちゃうんだから、これはまあちょっと、そのあるべきことなのかどうかってことがありますよね。やっぱりそれは、やったものはきちんと公表すべきものだと、私はやっぱり思いますね。

ただ、さっきアメリカのほら、賛成あるいは反対が、有権者総数の30%とか35%に達してるかどうかというの、一つのその問題を考えるときの別な判断基準だと思いますね。その、投票率の問題じゃなくて。投票率の如何に関わりなく開票するんだけど、しかし、その開票の結果、ある問題について賛成した人、反対した人の意思が、有権者総数の少なくとも40%なら40%を超えていれば、これはやっぱりその、尊重すべき結果として受け止めるとかね。何かその、そういうような工夫をした方が、まだ私は、投票率で開票するかしないかって決めるよりははるかに合理的なんじゃないかっていう感じがあるので、まあ、そういうことも検討しなきゃいけないと思いますね。で、そこまで考えている自治体は、まだ少ないんじゃないかと思いますね。

それからまあ、ポピュリズムに陥らない工夫っていうのは、これは特に首長は自分の意志だけで住民投票ができるという制度にしたときに、よほどこれは注意を要する問題だというふうに思うんですね。まあ、住民が一定数の署名を集めれば、それは即実施するという、議会が決めれば即実施するってのはいいけども、首長に関してそれでいいのかどうか。まあ、議会との協議をして、それこそその川崎の条例にあるように、議員の3分の2以上の者が反対しなければ、長の提案を受けて実施をするっていうふうにするとかね。まあ長一人に、私も札幌市の案を作った時には、長一人で提案して実施できるっていうふうにしてあるんですけども。まあ、これはいろんな所から批判も浴びています。長一人に、そういう判断を最終判断として与えるのは、ちょっとリスクが高いんじゃないかっていうね、そういう指摘も、まあ受けてます。ですから、ここはちょっと考えてみる必要があるんじゃないでしょうかね。

それから、選挙と同時に実施できるかどうかということだと思うんですね。これはあの、まあ、議会の提案、住民の提案、長の提案、色々あるにしても、のべつ幕なし提案がある度にやるっていうのは、これはやっぱり大変なことだと思うんですね。だから、まあその選挙、統一自治体選挙、あるいは国政選挙でもいいと思うんですけども。選挙期間中の一定期間は、署名活動できなくなる時間は、公選法との関係でありますから、それはできないんですけども。それを少しずらせば、投票日は同時にできるっていうふうに考えられますから。そうすることによって、そこに焦点を当てた、まあ色んな問題提起もあるんだろうし、まずそのコスト、住民投票によるコストが、非常にまあ低く済ませることができるといって問題があると思うんですね。まあこれは、10番と11番目の問題は同じ問題です。

それから、もう時間になりましたんでそろそろ終わりますけども。最後はその、常設型

がいいか個別型がいいかということの問題なんですね。常設型というのは、この川崎市のように、まあその18歳以上の者には、この住民投票に参加できる規定を作ってますね、すべての住民投票に適応できる仕組みとしてのこの住民投票条例。これをまあ、常設型と言ってるようなんですね。それに対して、一個一個の住民投票の問題毎に、制度を、その仕組みを考えて条例を作るというのは、まあ常設型、あ、あの個別型なんで。どっちがいいかっていうことなんですね。私はまあ、一長一短あると思うんですね。まあ、併用できないのかっていう、併用するということはできないのか、まあちょっと考えてみる必要があると思いますが。すべての住民投票に通用する仕組みを作っておくのは悪いことではないんですけども、それは現段階でまだその、日本の中ではですね事例的にもまあ非常に少ない段階で、それができる、した方がいいのかどうかっていうのは、ちょっと私もまあ判断付かないところです。それよりも、個別型を積み重ねていった方がいいのかなっていう、まあ、気もするんですね。これはまあ、ちょっと私も判断がつかないところなんで、皆さんも是非考えて頂きたいと思うんですね。

そのことが最後の「おわりに」って書いてある所の硬い住民投票条例を作るのか、柔らかい住民投票条例を作るのかという、こういう問題なんですね。もう、はじめから怠り無きよう完璧な条例を作ろうとして色々考えていくのか。まあ、ある程度のところでスタートさせて、そのあと問題に則して色々改善を加えていくような方向を選ぶのか。改善を積み重ねていけばいいというふうに考えるのは柔らかい住民投票条例で、かなり最初から完璧な制度を検討しようっていうのが硬い住民投票条例で、まあ、どっちで行くのかっていうようなことも考えておくべきじゃないかというふうに思います。

えー、5分過ぎてしまいましたけど、とりあえず私の問題提起ということで、これで終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。